

## 施設のネーミングライツ制度導入に関するガイドライン

### 1 概要

このガイドラインは、施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に当たっての県の基本的な考え方をまとめたものです。

県は、ネーミングライツの導入後は、パートナー契約により決定した施設の名称（以下、「愛称」という。）を積極的に使用することとします。ただし、条例に定める施設の名称を変更するものではありません。

### 2 導入までの流れ

ネーミングライツパートナーの募集から愛称の使用開始までの一連の流れは次のとおりです。

- ① 提案募集シートの受付及び提案企業との協議（提案募集制度によらない場合は②から）
- ② 対象施設の選定及び募集条件の決定
- ③ ネーミングライツパートナーの募集
- ④ ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査
- ⑤ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- ⑥ 契約の締結
- ⑦ 看板等サインの変更
- ⑧ 愛称の使用開始

### 3 提案募集シートの受付

県では、導入可能な施設等をリスト化した上で、広く法人又は法人で構成されたグループ（以下「企業」という。）からの提案を提案募集シートにより受け付けます。（リストにない施設の提案も可能です。）

提案募集シートの内容をもとに提案企業との協議の場を設け、提案企業との協議の結果を踏まえ、県庁内の関係部署や指定管理者等とネーミングライツ導入にかかる検討を行います。

### 4 対象施設

設置目的、性格、規模、利用状況等を勘案し、広告効果が見込まれる施設を対象として選定します。原則として施設全体を対象としますが、施設内の個別の建物等、施設の一部を対象とすることもできます。

### 5 募集条件

#### (1) 希望価格

施設の利用者数や類似施設の状況、メディアへの露出状況などを総合的に勘案して、個別に希望価格を設定します。

#### (2) 契約期間

施設のネーミングライツの契約期間については、県民等の利便性を考慮し、原則、3年以上とします。

#### (3) 応募資格

県のネーミングライツパートナーとしてふさわしい企業とし、栃木県広告掲載要綱第3条及び栃木県広告掲載基準第4条に規定する規制業種等に該当する企業は除きます。

## 6 募集方法等

### (1) 募集方法

原則対象施設ごとに募集を行います。募集の方法は公募とし、募集に際して必要な事項は、個別に募集要項を定めます。

なお、募集に当たっては、県ホームページへの掲載や報道機関への資料提供など、広く周知します。

### (2) 募集期間

原則として30日以上とします。

### (3) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、一定期間経過後に募集条件を見直した上で再度の公募を実施するか、又は募集そのものを取り止めるかを検討します。

## 7 ネーミングライツパートナーの選定方法

### (1) 選定委員会

選定委員会において、愛称や企業の地域性などを総合的に勘案してパートナーの優先候補者を選定します。

### (2) ネーミングライツパートナーの決定、公表

県は、選定委員会において選定された優先候補者との協議を経て、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー企業」という。）を決定し、企業名、施設の愛称、ネーミングライツ料、愛称の使用期間について公表します。

パートナー企業に選ばれなかった応募者の法人名等は公表しません。

選定結果については、応募者に文書によりお知らせします。

### (3) 契約の締結

パートナー企業とネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、契約期間満了後の契約更新について、現パートナー企業に優先交渉権を付与することがあります。

## 8 名称変更に伴う費用負担

### 【施設全体を対象とする場合】

#### (1) 看板・道路標識等

名称変更に伴う施設内外の看板等の表示変更に要する費用及び契約終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にパートナー企業側で負担していただきます。

道路標識の変更（原状回復を含む。）に要する費用については、県の負担とします。

#### (2) 施設パンフレット等

施設パンフレット等の制作及び施設ホームページの変更に要する費用については、県の負担とします。

### 【施設の一部を対象とする場合】

名称変更に伴う施設内外の看板等の表示変更、施設パンフレット等の制作及び施設ホームページの変更に要する費用及び契約終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にパートナー企業側で負担していただきます。

なお、県による道路標識の変更は原則として実施しません。

## 9 契約の解除等

県及びパートナー企業は、災害その他やむを得ない事由により相手方の承諾を得た場合は、契約を解除することができます。

また、パートナー企業の責めに帰すべき事由によって県又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれがある場合等、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる場合には、県は、契約を解除することがあります。

契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナー企業側の負担とします。

## 10 施行時期

このガイドラインは、令和8(2026)年4月1日から施行します。